

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年6月25日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

（令和8年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
岡崎 克巳	岡崎かつみ後援会	令和8年4月24日
谷田 裕之	谷田裕之後援会	令和8年4月12日

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
藤田 誠	団塊ジュニアと働き盛り世代の声を届ける会	令和7年5月8日